

ホームヘルプ（居宅介護等） ガイドヘルプ（移動支援）

利用のご案内

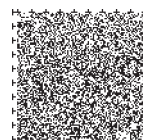


このパンフレットは、障害者総合支援法に基づく居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，移動支援を利用できる方や，サービスの内容について案内しています。

サービスの利用にあたっては，お住まいの区役所への申請，サービスを提供する事業者との契約などの手続きが必要です。

利用を希望される方は，お住まいの区役所あんしんすこやか係または障害者地域生活支援センターにお問い合わせください。

平成26年4月
神戸市



サービスの種類と対象となる方

介護保険の対象となる方は、原則として介護保険サービスが優先となります。

		18歳以上				18歳未満	
		視覚障害	肢体障害	知的障害	精神障害	障害児	
自立支援給付	居宅介護	身体介護	障害支援区分“1”以上				①身体障害者手帳所持者 ②療育手帳 A,B1,B2 程度 ③精神障害者
		家事援助					
		通院等介助					
		通院等乗降介助					
	重度訪問介護		障害支援区分“4”以上で重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要する者				
同行援護	身体障害者手帳所持者					小学生以上 要件は18歳以上と同じ	
行動援護				障害支援区分“3”以上で行動上著しい困難を有する者	小学生以上 行動上著しい困難を有する障害児（知的・精神）		
地域生活支援事業	移動支援		車いすを常用し（※1）自走が困難な全身性障害者（※2）	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	小学生以上 要件は18歳以上と同じ 療育手帳がないA,B1,B2程度の障害児も利用可能	

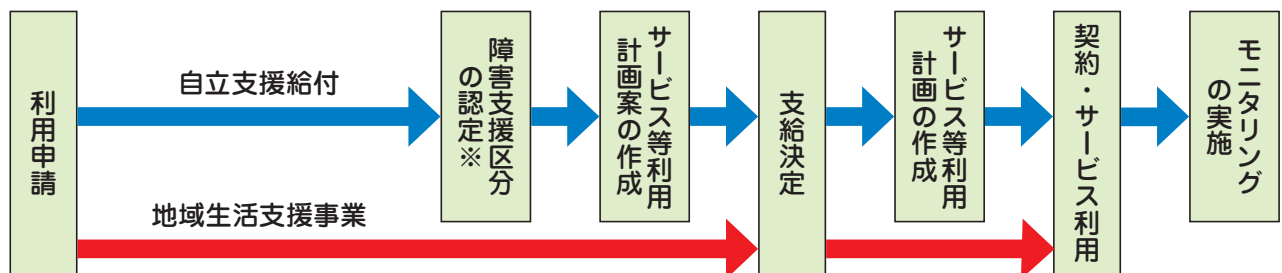
上記以外に、各サービスの種類ごとに要件があります。

また、難病患者の方で、上記と同等であると認められた場合は、サービスを利用できる場合があります。

※1：車いすを常用する者には、屋内ではつたい歩きなどで自力歩行が可能であっても外出時には車いすによらなければ移動が困難な者を含む

※2：全身性障害者とは、①上肢と下肢に障害がある身体障害者手帳1級または2級の者②上肢と体幹に障害がある身体障害者手帳1級または2級の者

サービス利用にかかる手続き

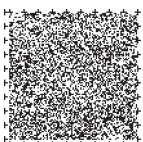


※同行援護において、身体介護を伴わない場合は、障害支援区分の認定は行わないものとします。

利用料について

サービス提供に伴う実費（通院に付き添う際のヘルパーの交通費等）は負担してください。

また、市民税が課税の方等については、サービス提供にかかる費用の1割（負担上限月額有り）を負担してください。



居宅介護・重度訪問介護について

日常生活に支障のある障害者（児）の家庭に、ホームヘルパーを派遣します。

このサービスは、自分でできることはしていただき、できないことをお手伝いすることにより、その方の障害の状況や家族の状況等に応じて在宅での生活を援助するものです。

- **ホームヘルパーは、決まった曜日や時間に伺います。**
(利用者不在の場合はサービス提供できません。)
- 現に日常生活に支援が必要となる場合に申請を受付します。
(利用予定のない予備的な申請は受付していません。)
- 65歳以上の方など**介護保険の対象**となる方は、介護保険による訪問介護（または介護予防訪問介護）サービスを利用してください。
(なお、重度の肢体不自由の方等についても、介護保険による訪問介護を利用することが基本ですが、居宅介護や重度訪問介護を介護保険に上乗せして利用できる場合があります。)
- **障害児**に対しホームヘルパーが派遣される場合、**保護者が在宅**している、または**同行**すること（通院時）が必要です。

居宅介護

身体介護

ホームヘルパーが家庭を訪問して必要な身体的介護を行います。



食事介助



排せつ介助



衣類の着脱介助



入浴介助



身体の清拭



起床・就寝介助



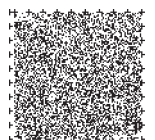
身体整容（爪切り等）



体位変換



服薬介助・水分補給



家事援助

ホームヘルパーが家庭を訪問して掃除，洗濯，調理など必要な日常生活の援助を行います。



洗濯



掃除・ゴミ出し



調理



生活必需品の買い物



ベッドメイク



薬の受け取り ※1



衣類の整理・被服の補修



育児支援 ※2

※1「薬の受け取り」は、本人が受診して医師から交付された処方箋により、ホームヘルパーが薬局に薬を受け取りに行きます。

※2「育児支援」は、育児中の障害者(親)が対象です。本来、家庭で行うべき養育を代替するものであるため、利用者(親)、子ども、家族の状況を踏まえ、必要と判断された場合のみ利用できます。

通院等介助

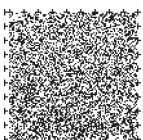
病院や診療所に**定期的**に通院するときや、公的手続きまたは相談のために官公署を訪れる場合(※3)等に、車両への乗車・降車の介助、通院先での受診の手続き、その他通院・訪問に伴う、屋内外における比較的時間を要する介助(おおむね30分以上)を行います。

通院等介助は、ホームヘルパー自らが運転する車両で移動する場合だけでなく、公共交通機関を利用して移動する場合も含まれます。



※3 相談のために委託相談支援事業所，指定特定相談支援事業所，指定一般相談支援事業所を訪れる場合や，相談の結果，見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合も通院等介助の対象となります。

- ホームヘルパーが運転している時間，利用者が診療(治療)を受けている時間は，通院等介助の対象とはなりません。
- 病院・診療所での待ち時間は，通院等介助の対象とはなりません。ただし，待ち時間に排せつ介助，衣服の着脱介助等が必要な場合は，通院等介助の対象となる場合があります。
 - ホームヘルパー自らが運転する車両の運賃については，事業所にお問い合わせ下さい。
 - ホームヘルパー自らが車を運転する場合，事業所は道路運送法上の許可または登録が必要となります。



通院等乗降介助

病院や診療所に**定期的**に通院するとき等、ヘルパーが自ら運転する車両への乗車・降車の介助と次のいずれかの介助を行います。

- ① 乗車前・降車後の屋内外における移動の介助
- ② 通院先での受診の手続きや移動の介助



乗車介助



車の運転



降車介助

- 通院等乗降介助は、必要な回数で支給決定されます。
- 「通院等乗降介助」の前後に連続して30分程度以上の身体介護を行う場合は、「通院等乗降介助」ではなく、「通院等介助」になります。
- ホームヘルパー自らが運転する車両の運賃については、事業所にお問い合わせ下さい。
- 事業所は道路運送法上の許可または登録が必要となります。

重度訪問介護

重度の肢体不自由・知的障害・精神障害の方で常時介護を要する方に対して、ホームヘルパーが家庭を訪問して、身体介護、家事援助、外出時における移動中の介護など必要な支援を総合的に行います。

比較的**長時間**にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りの支援とともに、次の支援が総合的に提供されます。

- ① 食事や排せつ等の身体介護
- ② 調理や洗濯等の家事援助
- ③ コミュニケーション支援や家電製品の操作等の援助
- ④ 外出時における移動中の介護



体位交換



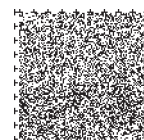
排せつ・入浴介助



調理・洗濯・買い物



外出介助



同行援護・行動援護・移動支援について

屋外での移動が困難な方が外出する場合に、ヘルパーが付き添い、移動中や目的地において、移動の介護、排せつ・食事の介護、代筆・代読、危険を回避するための支援などを行います。

- “社会生活上必要不可欠な外出” または “余暇活動等の社会参加のための外出” が支援の対象です。
- 介護保険の対象者となる方でも、介護保険にないサービス（余暇活動等の社会参加のための外出支援）については、移動支援又は同行援護を利用できます。
- 通学・通園、日中活動系サービス事業所への通所など通年かつ長期にわたる外出は支援の対象となりません。
- 原則、同行援護・行動援護と移動支援の両方を利用することは出来ません。同行援護・行動援護の対象となる方は、同行援護・行動援護が優先されます。

同行援護

視覚障害により、屋外での移動が困難な方（障害児は小学生以上）に対して、外出時に必要な支援を行います。

行動援護

行動上著しい困難がある方（知的障害または精神障害の方、障害児は小学生以上）に対して、外出時に危険を回避するために必要な支援を行います。

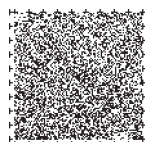
移動支援

屋外での移動が困難な方（肢体障害、知的障害、精神障害の方、障害児は小学生以上）に対して必要な支援を行います。

社会生活上必要不可欠な外出の例

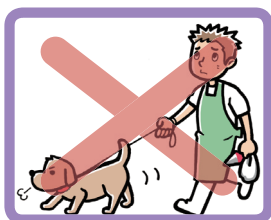


余暇活動等の社会参加のための外出の例



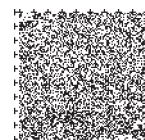
居宅介護を利用できないものの例

- 利用者本人以外の者のための調理・洗濯・買い物・布団干し
 - 主として利用者本人が使用する居室以外の掃除
 - ① 家族の居室
 - ② 日常生活を営むのに支障のないスペース（使用していない部屋、物置部屋、屋根裏部屋等）
 - ③ 家族も利用者と同様に使用するスペース（浴室、トイレ、リビング、台所、廊下玄関等）
- ただし、③については、利用者の使用により特段汚れてしまう場合や、同居家族が高齢・障害がある等特段な事情がある場合で、支援が必要と判断される場合に一部認められることがあります。
- 大そうじ、窓のガラス拭き、床のワックスがけ
 - 家具・電気器具等の移動、修繕・模様替え
 - 自家用車の洗車、庭の草むしり、草木の水やり、植木の剪定、ペットの世話
 - 家屋の修理、ペンキ塗り
 - 正月・節句等のために特別な手間をかけて行う調理
 - 見守りのみ、留守番、接客
 - 医療行為（褥瘡の処置等医師の医学的判断及び技術を要する行為）
 - 入院中や医療機関での診療中など保健医療サービスを利用している間
（入院中の「コミュニケーション支援」に関するお問い合わせは、区役所・支所・北神担当あんしんすこやか係または障害者地域生活支援センターまで）
 - 日中活動系サービスや訪問入浴等、他の福祉サービスを利用している間



移動支援を利用できないものの例

- 経済的な活動（通勤のための利用、商品販売や営業活動等）
- 宗教活動・政治的活動である勧誘・宣伝等、特定の利益を目的とする団体活動のための外出
- ギャンブル・飲酒を主とする外出
- 通年かつ長期にわたる外出
例、定期的な送迎：施設、日中活動系サービス、作業所、学校・園等
（一時的に必要な場合は区役所・支所・北神担当あんしんすこやか係にご相談ください）
- 入院中や医療機関での診療中など保健医療サービスを利用している間
（入院中の「コミュニケーション支援」に関するお問い合わせは、区役所・支所・北神担当あんしんすこやか係または障害者地域生活支援センターまで）
- 日中活動系サービスや訪問入浴等、他の福祉サービスを利用している間



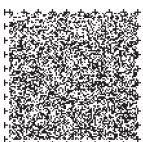
区役所及び障害者地域生活支援センターの連絡先一覧

《各区 保健福祉部連絡先》 受付時間 >>> 月～金（平日）8:45～17:15（ただし 12:00～13:00 は除く）

名称	電話番号	FAX 番号	住所
東灘区保健福祉部健康福祉課	841-4131	851-9333	〒658-8570 東灘区住吉東町 5-2-1
灘区保健福祉部健康福祉課	843-7001	843-7018	〒657-8570 灘区桜口町 4-2-1
中央区保健福祉部健康福祉課	232-4411	242-8821	〒651-8570 中央区雲井通 5-1-1
兵庫区保健福祉部健康福祉課	511-2111	511-7006	〒652-8570 兵庫区荒田町 1-21-1
北区保健福祉部健康福祉課	593-1111	595-2381	〒651-1195 北区鈴蘭台西町 1-25-1
北区北神担当保健福祉課	981-8870	984-2334	〒651-1302 北区藤原台中町 1-2-1 北神中央ビル 2 階
長田区保健福祉部健康福祉課	579-2311	579-2343	〒653-8570 長田区北町 3-4-3
須磨区保健福祉部健康福祉課	731-4341	735-8159	〒654-8570 須磨区大黒町 4-1-1
須磨区北須磨支所保健福祉課	793-1313	795-1140	〒654-0154 須磨区中落合 2-2-5 名谷センタービル 5 階
垂水区保健福祉部健康福祉課	708-5151	709-6006	〒655-8570 垂水区日向 1-5-1 レバンテ垂水 2 番館
西区保健福祉部健康福祉課	929-0001	929-1690	〒651-2195 西区玉津町小山字川端 180-3

《障害者地域生活支援センター》 窓口開設時間 >>> 月～金（平日）9:00～19:00 土日祝 9:00～17:00
ただし、小規模センター（※）の土日祝は、休みです

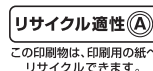
名称	電話番号	FAX 番号	住所
ひがしなだ障害者地域生活支援センター	452-1510	452-1529	〒658-0073 東灘区西岡本 2-25-1
うおざき障害者地域生活支援センター ※	451-3760	451-3761	〒658-0083 東灘区魚崎中町 4-10-32 魚崎デイサービス内
なだ障害者地域生活支援センター	882-7013	882-7014	〒657-0846 灘区岩屋北町 6-1-4 東部在宅障害者福祉センター内 1 階
ちゅうおう障害者地域生活支援センター	367-6651	351-1660	〒650-0022 中央区元町通 7-3-12
ひょうご障害者地域生活支援センター	686-1731	686-1732	〒652-0897 兵庫区駅南通 5-1-1 中部在宅障害者福祉センター内 2 階
きた障害者地域生活支援センター	596-6336	596-6337	〒651-1131 北区北五葉 1-13-1 レ・アールビル 3 階
たにがみ障害者地域生活支援センター ※	582-4431	582-4432	〒651-1245 北区谷上東町 8-21 シャトーノールデュエ II 1 階
ながた障害者地域生活支援センター	643-3730	643-3731	〒653-0834 長田区川西通 5-101-1
すま障害者地域生活支援センター	795-1453	795-1454	〒654-0154 須磨区中落合 2-2-8 ワコレ須磨名谷ステーションマークス 1 階
いたやど障害者地域生活支援センター ※	731-5277	731-5288	〒654-0023 須磨区戎町 3-5-1
たるみ障害者地域生活支援センター	782-6661	786-0210	〒655-0006 垂水区本多間 7-2-3 西部在宅障害者福祉センター内 3 階
たるみみなみ障害者地域生活支援センター ※	704-3340	704-4040	〒655-0893 垂水区日向 2-2-4 垂水日向ビル 3 階
にし障害者地域生活支援センター	996-9820	996-9821	〒651-2273 西区糺台 5-6-1 西区民センタービル 5 階
たまつあげほの障害者地域生活支援センター ※	927-4171	927-4172	〒651-2134 西区曙町 1070 総合リハビリテーションセンター内



平成26年4月発行 神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課
神戸市広報印刷物登録 平成25年度第335号 広報印刷物規格A-1類



古紙配合率70%の再生紙を使用しています



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization
Member of the UNESCO Creative Cities Network since 2008

City of Design
KOBE